

令和6年度事業計画 取り組み方針
～国民の権利利益の実現に向けた改善と改革～

一 基本方針

ロシアのウクライナ侵攻やイスラエルとハマスの衝突など不安定な世界情勢がありつつも、国内は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されたことからコロナ禍からの回復や脱却が少しずつ進み、人ならびに事業などへの投資が促進されるなど経済活動回復の兆候が見えるとともに、能登半島地震の復旧、復興の支援などの災害対策、少子化対策、デジタル社会への移行促進、地域共生社会の実現などの大きな転換の時期での社会課題に対する改革への動きがうかがえます。また、SDG s（持続可能な開発目標）と日本の国家戦略 Society5.0 の実現を目的とした大阪・関西万博の準備も待たなしの中で、改革への機運上昇も予想できます。

尚、同時に物価や労務費等の高騰についての注視も言うまでもありません。

令和6年度は、社会的要請や期待される役割の変化に答え続けた評価として、2,000人を超える会員が活躍することとなると予想されます。こういった情勢を踏まえて、本会としても、「利便」に資するという手続きの支援者に加え、多様化、複雑化、高度化する課題解決にこたえるべく規定された「国民の権利利益の実現」に寄与するために、権利擁護の推進をもって、その担い手としての権利の擁護者となる会員の皆さまの品位保持と業務改善体制確立に向けた改善と改革に取り組みます。

品位保持については、行政書士の権利の擁護者としての意識の向上のため、日行連の一般倫理研修及び本会の会則倫理義務研修のそれぞれの受講の徹底を図ります。

業務改善として、業務部権利擁護専門部会を中心に各専門部会において行政書士業務を権利擁護の視点からも調査研究を行い会員の皆さまに発信します。

その中において、デジタル化に向けた取り組みとして、誰一人取り残されないデジタル社会においてデジタル・デバイドの是正に寄与できる資質向上を目指した研修や情報発信等の促進を図ります。本会事務においては、日行連の会員管理システムの稼働が見込まれ、会費徴収や会員登録事務において効率的な運用を行います。

そして、こういった事業を効果的かつ円滑に取り組むために、会則の国民重視の目的の規定化、常任理事会及び各種常設委員会の設置、支部との役割の整理など組織改革に取り組みます。

また、実施される改革や事業に伴う財務の適正化については、平成17年に改定された会費並びに入会金について検討します。また、支部運営費の見直しを行い、本会の管理費や事業費のみならず支部運営に関する予算の執行状況の検証を社会的要請への対応と同時に検討を進めるとともに、複雑化している収入等の徴収について効率化を図ります。

令和6年度も行政書士業務の広さを生かし“書類” といえば、行政書士。“見える化”のプロ、行政書士。そうだ行政書士に相談しよう！！』を市民への発信として、「誰一人取り残さない」社会課題の解消に貢献できる行政書士制度の前進を目指します。

つきましては、各部等における重点取り組みをお示しするとともに各事業に積極的に取り組みます。

二 各部重点取り組み方針

1. 総務部

- ・会員の品位保持を強化します。
- ・デジタル化の活用や職場環境の整備を行い、事務局の充実を図ります。
- ・災害対応への強化に取り組みます。

2. 財務部

- ・事業計画の立案と事業の進捗管理の強化を行います。
- ・財務の適正化及び中長期事業計画の検討を行います。(追加)
- ・総務部と連携した日行連会員管理システムの活用を検討します。(追加)

3. 広報部

- ・国民への発信を強化します。
- ・会員等のホームページの活用向上を図ります。
- ・会報のデジタル化に取り組みます。

4. 企画部

- ・SDG s 等を通じた社会課題関与の発信強化を図ります。
- ・権利擁護の関与発信の強化を図ります。
- ・新型コロナウイルス感染症及びデジタル化への市民対応を行います。
- ・支部相談体制の整備を図ります。

5. 業務部

- ・デジタル化、環境、権利擁護、SDG s 等に関する社会課題への調査・研究の強化を図ります。
- ・行政等外部のステークホルダーとの対話環境の整備に取り組みます。
- ・研究体制の整備・強化を図ります。

6. 研修部

- ・計画的開催の定着と地域格差の是正に取り組みます。
- ・デジタル化に対応した研修に取り組みます。
- ・研修の品質向上に取り組みます。

7. 法規部

- ・機関設計等会則変更に移行に伴う準備を行います。
- ・会費滞納者への対応を強化します。

8. 支部関係

- ・会員の登録事務及び品位保持を連携します。
- ・本会事業の周知を行います。
- ・倫理及び業務に関する研修は、本会が実施し、支部は、その動員を担います。
- ・広報月間と記念日事業を連携します。
- ・支部運営費の見直しを行います。
- ・無料相談会の役割の整理を行います。
- ・災害対策を連携します。
- ・暴力団等排除に取り組みます。
- ・本会会務等の人材の輩出に協力いただきます。

三 運営方針

1. 使命

兵庫県行政書士会は、行政書士法に規定された団体として、行政書士法の目的を果たすことができるように、国民のために会員への品位保持及び業務の改善進歩に取り組み、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とします。

2. 展望

(1) 社会課題に取り組むことにより、国民から必要とされ、信頼され続ける行政書士制度の確立を目指します。

(2) 行政書士倫理綱領を旨とする行政書士の活躍を創造し続けることを目指します。

(3) 事業の取り組みを通じて、組織における社会的責任を果たします。

3. 運営理念

(1) 国民との信頼を、品位保持及び業務改善進歩に取り組む行政書士の良質な業務遂行に対し、高い評価を受けることにより築きます。

(2) 会員、職員、各支部並びに日本行政書士会連合会（以下日行連という。）との信頼を次のとおり築きます。

①会員及び支部とは、事業の取り組みを通じて、行政書士の活躍を創造することにより信頼を築きます。

②職員とは、事業を連携して取り組むことを通じて、幸せな生活を送るための働きやすい職場環境の整備改善を行うことにより信頼を築きます。

③日行連とは、その事業の適切な取り組みと行政書士制度等に関する情報の共有を行うことにより信頼を築きます。

(3) 行政並びにその他地域関係団体等との信頼を、その事業目的を尊重し、社会的責任に取り組む会務運営を行うことにより築きます。

4. 行動指針

(1) 権利擁護への業務改善の環境整備に取り組みます。

(2) デジタル社会に対応したICT等の取り組みを強化します。

(3) 社会的責任（ISO26000等）の取り組みを通じた持続可能な会務運営を行います。

(4) SDGs（持続可能な開発目標）などの社会課題への取り組みにより、行政書士制度の関与を明らかにした発信を行います。

四 社会的責任の取り組み

社会的責任（ISO26000等）手引きにある7つの原則と7つの主題に取り組みます。

1. 7つの原則

(1) 説明責任を果たす。

(2) 透明性を確保する。

(3) 倫理的な行動をとる。

(4) ステークホルダーの利害を尊重する。

(5) 法の支配を尊重する。

(6) 国際行動規範を尊重する。

(7) 人権を尊重する。

2. 7つの主題

- (1) 組織統治に取り組む。
- (2) 人権に取り組む。
- (3) 労働慣行に取り組む。
- (4) 環境に取り組む
- (5) 公正な事業慣行に取り組む。
- (6) 消費者課題に取り組む。
- (7) コミュニティへの参画及びコミュニティの発展に取り組む。

8.これが兵庫県行政書士会のSDGs! (重要取組分野)

兵庫県行政書士会は、国連の提唱するSDGs(持続可能な開発目標)に次のとおり貢献します。



【I】SDGs 10 人や国の不平等をなくそう

兵庫県行政書士会は、あらゆる人の書類(パソコンやwebなどによる電磁的記録を含む。)作成及びその提出等を行う権利を擁護する活動を通じて、SDGs10.2をターゲットとして貢献します。



【II】SDGs 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに

兵庫県行政書士会は、KEMS(神戸環境マネジメントシステム)を中心とした取り組みを通じて、SDGs7.3をターゲットとして貢献します。



【III】SDGs 13 気候変動に具体的な対策を

兵庫県行政書士会は、大規模災害時における被災者支援協力に関する協定及び事業継続計画(BCP)の取り組みを通じて、SDGs13.1及びSDGs13.3をターゲットとして貢献します。



【IV】SDGs 4 質の高い教育をみんなに

兵庫県行政書士会は、研修、セミナー及び法教育等の事業を通じて、SDGs4.7をターゲットとして貢献します。



【V】SDGs 3 すべての人に健康と福祉を

兵庫県行政書士会は、保健衛生及び公衆衛生に関する活動を通じて、SDGs3.dをターゲットとして貢献します。

※社会情勢に応じて、その他のゴール及びターゲットにチャレンジします。



令和6年度事業計画

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

総務部	【主な役割】 会員への品位保持及び業務改善進歩のための指導を行う。 適正な登録事務等の遂行等による持続可能な行政書士制度の体制を維持する。 組織統治（ガバナンス）の方面で、持続可能な会務運営体制を維持する。	
	事業内容	目的
	1 会員の品位保持及び業務改善等への指導 (1) 行政書士倫理の浸透及び指導連絡の強化 ・新入会員登録説明会等の実施 ・会報及びホームページ等による周知 (2) 会員に対する諸指導等の実施 ・職務上請求書に関する適正な事務及び会員への指導の実施 ・所在不明者等の会員の処分に係る取り組み (3) 表彰の促進 (4) 会員への苦情等に対する適切な対応 (5) 会員への福利厚生 ・会員慶弔慰の対応 ・会員交流の促進 ・弁護士による相談の実施	・法令会則の順守並びに品位保持に係る諸指導、処分を行うことで、国民の信頼に応える。
	2 登録事務の実施 (1) 会員等への登録事務及び届出の適正な受付 (2) 会員の入会及び退会に関する事務の実施 (3) 会員名簿の管理 (4) 登録事務のデジタル化の推進	・日本行政書士会連合会が行う行政書士の登録及び行政書士法人の届出に関する事務の一部を適正に行う。
	3 会務運営等の組織の統治 (1) 総会、理事会等の諸会議の円滑な開催 (2) 各部及び委員会や支部との情報共有の促進 ・デジタル化の推進 (3) 支部運営に関する本会との在り方検討委員会で示された内容の円滑な実施 (4) 事務局の管理及び情報化等の機能強化 ・サイボウズ（グループウェア）使用の継続推進 ・ペーパーレスの促進 ・職員の職場環境の整備改善 職員研修等の実施 P D C A サイクルの定着化 （事業推進状況確認シート等の定着・IS09001等の活用） 健康づくりチャレンジ企業の活用 ・こうべ環境フォーラムによるKEMSの継続認証 (5) 情報の公開、情報の公表及び個人情報の保護（特定個人情報の保護を含む）に関する適正な運用	・適正かつ円滑な会務執行を実現することで、会員並びに当会に対する信頼性の維持と向上を図る。

令和6年度事業計画

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

	事業内容	目的
	(6) 日本行政書士会連合会（近畿地方協議会を含む）、他の単 位からの各種案内並びに調査等への対応及び協力 (7) 災害・感染症発生時など非常時における対策の強化 ・大規模災害時における協力協定に基づく取り組み ・BCP（事業継続計画）の改訂及び継続的取り組み (8) 本会の組織体制構築の取り組み強化 ・社会的責任（ISO26000）を活用した運営 ・特別委員会の設置・運営 （例）本会の機関設計検討委員会など	
	4 行政書士試験実施への事務協力	・国家試験事務の公正かつ円滑な実施に協力することにより、行政書士制度に対する国民の期待と信頼に応える。
	5 関係機関及び各団体への対応 (1) 兵庫県、県下各市町、行政機関等への適切な対応 (2) 各種関係団体等における連絡及び調整並びに連携 公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター 兵庫県自由業団体協議会、兵庫県住宅再建共済（フェニックス共済）、近畿災害対策まちづくり支援機構など	・他団体との連絡及び調整を円滑にし、適切な交流を促進することで、本会事業の信頼性の向上及び行政書士制度に対する国民の期待と信頼に応える。
	6 他の部の所掌に属さない事項	
	【前期からの課題等】 1 会員の品位保持及び業務改善等への指導 ●日行連会則義務研修実施について、会員への周知徹底や受講記録の管理を適正に行う必要がある。 ●会員への福利厚生：会員交流の促進について、感染症対策の緩和や会員数増加等による情勢変化を加味した実施方法や、コロナの影響下から正常化への移行を検討する。 ●本会倫理会則義務研修について、会員への受講義務の周知徹底や受講を促す必要がある。 ●会員への苦情の申立て等について、処分を含めた厳正な対応を検討する。 2 会務運営等の組織の統治 ●会議の開催について、ペーパーレス化やICTの活用を継続して検討する。 ●事務局運営の効率化について継続して検討する。	

令和6年度事業計画

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

財務部	【主な役割】 会員の品位保持、業務改善進歩のための財政面の体制を維持する。 事業の進捗管理を強化する。	
	事業内容	目 的
	1 予算・決算の管理・事業の進捗管理 (1) 前年度期末決算監査・本年度中間決算監査の実施 ・前年度期末決算監査の実施（4月） ・本年度中間決算監査の実施（10月～11月） (2) 本年度の決算調整、次年度の適正な予算編成 ・事業の見直し等の事業計画との連動した手続きの検討 (3) 各部署の予算実行の月次管理の継続実施 (4) 事業の進捗管理の強化 (5) 中長期事業計画の検討 (6) 会費の適正額についての検討 (7) 支部運営費の適正額についての検討 (8) 財務規則第57条（内部留保の制限）による特別会計繰替 626,868円を災害対策積立金に計上	・予算を適正かつ確実に実行し、財務の健全化及びその改善並びに各事業の改善を促進する。
	2 会費の徴収 (1) 会費の効率的な徴収の実施 (2) CSS未加入者への対応 (3) 総務部及び法規部と連携した滞納者に対する督促等の強化 (4) システムによる会費管理の検討 (5) 支部会計担当者との連携により効率的な徴収の実施	・会費の円滑な徴収と滞納者に対し規則等に基づく措置を講ずることによって、会務の持続可能な運営の財政健全化を図る。
	3 金銭の出納、物品及び諸資産の管理 (1) 帳票類の適正な作成及び確認 (2) 事務局が行う経理事務の適正管理 (3) 貯蔵品・什器備品の適正な在庫管理 (4) 物品調達等の費用管理 (5) 賃借物件（クリスタルタワービル）の適正管理	・適正かつ効率的な経理処理及び帳簿類の作成方法を検討し、財務管理及び会計の透明性により、信頼性の向上を確保し、会務運営を行う。
	4 その他、財務関係事項の実施	
	【前期からの課題等】 1 中長期的な財務状況の改善	

令和6年度事業計画

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

広報部	<p>【主な役割】 国民・会員に正確な情報を速やかに提供し、その利益に資すること。</p>	
	事業内容	目 的
	<p>1 広報誌発行</p> <p>(1) 広報誌「行政ひょうご」の充実</p> <p>(2) 広報誌のお届け方法の検討</p> <p>昨年度実施した広報誌に関するアンケート結果を重視し、紙使用削減および原則郵送の廃止等デジタル化推進の検討を進め、冊子での郵送を希望者のみの選択制へ移行する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会員の品位保持、資質向上、業務のレベルアップとともに、会報を通じて会員の情報共有化を図る。 ・行政関係者に配布し、行政書士制度の理解を促進する。
	<p>2 ホームページを活用した行政書士広報活動に関する対応</p> <p>(1) ホームページ制作及び管理・運営の強化</p> <p>(2) 会員及び国民へ情報提供の強化</p> <p>(3) 兵庫会専用アプリ(PWA)の運用開始</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や企業、行政に対しインターネットを活用して情報発信することにより、行政の円滑化に寄与するとともに、国民の利便に資する。 ・会員に対し適切に情報を提供することにより、事務の円滑化と会員の利便に寄与する。
	<p>3 広報活動</p> <p>(1) PRパンフレットの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般向け、行政機関及び各種団体向け <p>(2) 新たな広報媒体等の活用強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パブリシティの活用 ・デジタルサイネージ等の動画の活用 ・情報発信媒体の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、企業、行政に対し行政書士制度や行政書士業務等を情報発信することにより、行政の円滑化に寄与し、国民の利便に資する。 <p>社会の変化に対応することにより、本会の運営に対する信頼性の向上を図る。</p>
	<p>4 その他、広報関係事項への対応</p>	
	<p>【前期からの課題等】</p> <p>1 広報部関連事業のデジタル化の促進</p>	

令和6年度事業計画

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

<p>企画部</p>	<p>【主な役割】 国民に対し、直接的な催事等を通じて行政書士の活用シーンや適正な評価基準を提供し、それを国民が行政書士の選択基準にすることにより、会員の品位保持並びに業務改善進歩へつなげる。直接の催事等を開発することにより、説明責任を果たし、透明性を向上させることにより、本会運営への信頼性の向上を図る。</p>	
	<p style="text-align: center;">事業内容</p>	<p style="text-align: center;">目的</p>
	<p>1 権利擁護に関する取り組み (1) 既存パンフレット、シール等のグッズ配布による周知 (2) 権利擁護関連会議、セミナー等の参加及び報告による発信 (3) 発信ツール等の製作 (4) 住宅セーフティネット制度に関する情報発信 (5) 権利擁護関連セミナー等の催事を通じた発信</p>	<p>・行政書士として行う権利擁護活動の在り方を内外に示し、行政書士が権利擁護の主体であることを周知させることで、行政書士の信頼の向上を図る</p>
	<p>2 SDGsに関する取り組み (1) 既存パンフレット等のグッズ配布による周知 (2) SDGs 発信ツール等の製作 (3) SDGs 関連会議、セミナー等の参加及び報告による発信 (4) 国際展示会の出展による発信及び情報収集 (5) SDGs 関連セミナー等の催事を通じた発信 (6) 兵庫県事業承継・引継ぎネットワーク協議会への参画 (7) 金融機関との連携 (8) 日行連の法教育推進方針会議への参画 (9) 兵庫県内の大学との学術交流法教育授業 (10) 兵庫県内の高校からの個別要請に応える出張授業 (11) 子供の見守りに関するのこども110番の登録推進</p>	<p>・SDGsと行政書士の関与を明らかにし、国民に対してあらゆる社会課題の解決に行政書士が関与していることの理解を促進するとともに、行政書士業務の改善につなげる</p>
	<p>3 デジタル化の推進に関する取り組み (1) 地方公共団体その他団体との協力関係の構築・継続 (2) ICT 関連会議、セミナー等の参加及び報告による発信 (3) 発信ツール等の製作 (4) 各種 ICT 関連情報の発信 (5) ICT 関連セミナー等の催事を通じた発信</p>	<p>・行政手続きのデジタル化の動向や利便性等の発信を通じて、行政書士が行政手続等の円滑な実施に寄与しており、ひいては国民の生活向上に資することをめざす</p>
	<p>4 外国人支援関連の取り組み (1) 兵庫県外国人材受入支援センターの運営 (2) ウクライナ避難民等支援相談窓口運営 (3) 大学内留学生向け相談窓口及びセミナー事業 (4) 外国人支援関連会議、セミナー等の参加及び報告による発信 (5) 発信ツール等の製作</p>	<p>・外国人の就労及び生活に関する支援を通じて、グローバル化の促進、外国人の権利擁護を図る</p>

令和6年度事業計画

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

	事業内容	目的
	5 社会貢献活動に関する取り組み (1) 本会による相談会の運営 (2) 法の日無料相談会 (3) 広報月間支部無料相談会支援 (4) 一般の方からの本会への業務紹介体制 (5) 兵庫行政評価事務所との連携による相談会 (6) 兵庫県自由業団体連絡協議会との連携による相談会 (7) 支部の要請を受けた各市町イベント等の参画 (8) 兵庫県下支部相談会運営の見直し	・相談業務を通じて、国民に対する社会貢献をするとともに行政書士の信頼性のさらなる向上を図る
	6 企画部活動に関する取り組み (1) 企画部会等による会議	・協議をすることによる活動の質の向上を図る
	【前期からの課題等】 1 催事等について早期の計画を行う。 2 SDGsにおける数値化を促進する。 3 本会の知的資産を活用する。 4 デジタル化についての連携団体を検討する。 5 法教育について活動を促進する。 6 相談会について市民の要望に応える。	

令和6年度事業計画

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

<p>業務部</p>	<p>【主な役割】 行政書士業務に係る専門分野の調査研究及び提言等を行う機能を保持し、社会における会員の質の高い業務の提供に繋げるとともに外部機関との信頼関係を構築・維持するための活動を行う。</p>	
	<p>事業内容</p>	<p>目的</p>
	<p>1 行政書士業務に関する調査・研究体制の整備・強化 既存確立業務の維持強化を基本に下記重点項目・社会の動向を意識したうえで調査委研究テーマの選定をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境・カーボンニュートラル・SDGs ・相続土地国庫帰属制度・マンション管理計画認定制度 ・事業承継・BCP・HACCP ・権利擁護・デジタル化対応 <p>(1) 専門部会による調査・研究活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ①公表・活用を視野に入れた各専門分野の調査・研究の支援 ②委員長合同会議の実施等必要となる体制の整備 ③報告会等調査・研究の発信機会の創出 <p>(2) 会員による調査研究活動・活用等の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ①専門部会調査研究活動の公表方法の検討 ②会員からの業務関連情報の伝達、提言手続き等明確化の検討 	<p>専門部会を中心とする行政書士業務の調査研究を推進することにより、会員全体の専門性向上を図り、国民が安心信頼して業務を委任できる環境に寄与するとともに複雑化する行政運営において、法の趣旨に即した適正な行政手続きをサポートすることにより国民の権利利益の実現に資する。</p>
	<p>2 官公署等の外部機関との連携推進</p> <p>(1) 専門部会の活動及び研究成果について、行政機関等への周知や訪問活動を検討</p> <p>(2) 官公署等との意見交換の申入れ、問合わせ・相談の対応等対話環境整備の模索</p>	<p>行政書士の専門性を活かした提言や行政機関等との連携を進めることにより、外部機関との信頼関係を構築し、適正な行政手続きの一助となり国民の権利利益の実現に資する。</p>
	<p>3 日行連、近協との連携</p> <p>(1) 日行連、近協等関係者会議への出席および意見提出、業務部署間のアンケートの取りまとめ等</p>	<p>関連組織と連携し単位会としての責務を果たすと同時に、より良い会務の運営に寄与する。</p>
	<p>4 官公署、公益団体からの業務受託等の取り組み</p> <p>(1) 介護労働安定センターと処遇改善加算等取得支援コンサルタント業務の維持と整備</p> <p>(2) 労働者協同組合法に基づく相談窓口業務の能力担保を含む人員確保等維持と整備</p> <p>(3) 運輸局相談窓口等</p> <p>(4) その他官公署等の対応と検討</p>	<p>官公署等からの業務を受託することにより、国民からの信頼の向上に繋げるとともに会員の意識の向上に資する。</p>
	<p>5 業務関係事項対応</p>	
	<p>【前期からの課題等】</p> <p>1 専門部会による調査研究成果の会員共有。</p> <p>2 会員の調査研究への参加機会の創出の検討。</p> <p>3 会員の取扱い専門分野の把握</p>	

令和6年度事業計画

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

研修部	<p>【主な役割】 市民のために、会員の品位保持及び業務改善進歩を目的とした研修を実施する。</p>	
	事業内容	目 的
	<p>1 研修会の開催</p> <p>(1) 新入会員会則義務研修会の実施</p> <p>(2) 倫理会則義務研修会の実施</p> <p>(3) 新入会員基礎研修会の実施</p> <p>(4) 業務研修会の実施</p> <p>(5) 特定行政書士法定研修会及び考査の実施</p> <p>(6) 相談員研修会の実施</p> <p>(7) 司法研修会の実施</p> <p>(8) 測量研修会の実施</p> <p>(9) その他</p>	<p>行政書士法に基づく研修の機会を設けることにより会員の品位保持及び業務改善進歩を図り、国民からの信頼を得る。</p> <p>基礎知識から専門知識まで幅広く研修し、さまざまな業務に対応できる能力の育成を図る。</p> <p>社会的要請の高い業務の研修会を実施し、国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に資することができるよう会員のさらなる能力向上を図る。</p>
	<p>2 研修計画の企画・立案</p> <p>(1) 研修内容・講師などの研修計画作成</p> <p>(2) 実施した研修の改善点の確認及び分析</p> <p>(3) 総務部・業務部等の各部との連携</p> <p>(4) オンライン配信（ハイブリッド型）等の実施体制の整備及び検討</p>	<p>研修方針、社会要請並びに課題の対応及び地域間格差の是正などの課題を一元的に検討する。</p> <p>各部との連携で得られた情報及び研修会の際のアンケートを基に研修の改善や企画・立案に活用し、研修会の品質向上を図る。</p>
	<p>3 兵庫県行政書士会の研修に加え、日本行政書士会連合会の中央研修所の会員の利用促進</p> <p>(1) 会員の利用促進</p> <p>(2) 本会研修の活用</p> <p>(3) 会員の活用状況の調査</p>	<p>会員の品位保持及び業務改善の重要なツールとして会員に中央研修所の認識の促進を図る。</p>
	<p>4 その他研修関係事項対応</p>	
	<p>【前期からの課題等】</p> <p>① 講師の意向を確認し、研修内容のアーカイブ化</p> <p>② 測量技術研修及び周辺規則の検討について</p>	

令和6年度事業計画

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

法規部	<p>【主な役割】</p> <p>会則及び規則等の整備を行うことにより、会員の品位保持及び業務の改善進歩を行うための体制を維持する。</p> <p>行政書士法の法令順守に取り組むことにより、会員の品位保持につなげる。</p>	
	事業内容	目 的
	<p>1 会則及び規則等の調査、研究及び整備</p> <p>(1) 会則、諸規則及び要綱等の検討、整備</p> <p>(2) 関係法令集の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会則及び規則等の制定改廃により整備を行い、法令及び本会が定める規律を遵守する。
	<p>2 行政書士関係諸法規の調査及び研究</p> <p>(1) 業際事案の検討</p> <p>(2) 行政書士業務の逸脱事案についての実態調査等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政書士業務範囲の明確化及び他士業との業際等を調査研究し、逸脱事案の抑制に努める。
	<p>3 非行政書士に関する事項</p> <p>(1) 官公署等との連携、他士業、各種団体との情報交換等による非行政書士行為排除の促進及び行政書士制度の啓発</p> <p>(2) 「非行政書士行為」の調査及び対応強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイト等によるパトロールの強化 ・通報事案に対する対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・非行政書士による不正行為の排除に向けて官公署等と連携し、非行政書士行為を防ぐ対応を行い、行政書士制度の理解を促すことで適正な業務を確保するとともに、国民の利便性の向上に寄与する。
	<p>4 訴訟に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会費滞納者に対する事案対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・訴訟事案に対応し、自主的かつ円滑な協議により解決を図る。
	<p>5 その他、法規関係事項への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーガルチェック依頼への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・会則、各部、委員会の規則等の制定、改廃の妥当性を検討することにより全規定の体系及び一体性を維持する。
	<p>【前期からの課題等】</p> <p>1 会費回収訴訟及び強制執行手続の続行</p> <p>2 非行政書士事案への対応</p> <p>3 新たな機関体制に対応した諸規則の改正・新設</p>	

令和6年度事業計画
(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

申請取次行政書士 管理委員会	【主な役割】 出入国管理及び難民認定法施行規則に基づく取り組みを行う。	
	事業内容	目的
	1 届出審査 2 関係規則・要綱やマニュアル等の検討・整備	・行政書士及び届出済行政書士が地方出入国在留管理局长に対し申し出た届出の内容について、適正な審査を実施することにより、「出入国管理及び難民認定法施行規則」の適正かつ円滑な運用を図ることに寄与する。
	3 申請取次届出済証明書交付時講習会（月1回）の実施	・届出を申し出た行政書士及び届出済行政書士に対する研修を実施することにより、申請取次制度の維持管理に寄与する。
	4 大阪出入国在留管理局神戸支局との連絡協議会の開催	・大阪出入国在留管理局神戸支局との連絡協議会を開催し、情報交換を行い、相互の関係構築・維持に努め「出入国管理及び難民認定法施行規則」の適正かつ円滑な運用を図ることに寄与する。
	5 各地方出入国在留管理局及び同局出張所への申請取次行政書士名簿の提出	・各地方出入国在留管理局及び同局出張所へ届出者の名簿を提出することにより、「出入国管理及び難民認定法施行規則」の適正かつ円滑な運用を図ることに寄与する。
	6 その他、研修実施等、申請取次制度の維持管理に必要な事項	・大阪出入国在留管理局神戸支局審査部門統括審査官等を講師に招き研修会を実施するなど、申請取次制度の維持管理に寄与する。

令和6年度事業計画

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

	事業内容	目的
	<p>【前期からの課題等】</p> <p>会報で毎月掲載している期限が遵守できていない会員がいる状況を改善することによって、慎重な審査時間を確保する必要がある。</p>	

令和6年度事業計画

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

<p>行政書士ADR センター兵庫</p>	<p>【主な役割】 当センターで取り扱う紛争の当事者からの申込みに基づき、行政書士その他専門的知見を有する者が調停人となり、当該紛争の当事者が相互に納得し得る紛争の解決方法を見出すための各種支援を実施するなどして合意により当該紛争の解決を図る手続を行う。</p>	
	<p>事業内容</p>	<p>目的</p>
	<p>1 調停手続の実施 県民からの事前相談から手続開始までの流れを円滑に行えるよう態勢を整える。</p>	<p>1. 紛争を話し合いで解決するという選択肢のある社会を実現する。 2. 紛争解決の分野で国民の信頼と支持を獲得する。 3. SDGs16の目標に資する。</p>
	<p>2 調停人を養成するために必要な研修の実施 取扱4分野ごとに候補者の員数が整うよう、現在の充足状況を測りながら、不足する研修を適宜実施する。 研修には、日行連中央研修所研修サイトの活用も図るなど負担軽減を考慮しながら計画的な研修を実施する。</p>	<p>・調停人養成研修を行い新規調停人候補者の確保を図る。</p>
	<p>3 調停人の資質保持及び能力向上を図るために必要な研修の実施 より実践的な研修を継続して行うことでスキルの向上を目指すとともに員数の確保に努める。 研修には、日行連中央研修所研修サイトの活用も図るなど負担軽減を考慮しながら計画的な研修を実施する。</p>	<p>・名簿登録調停人候補者の再任手続を適正かつ適切に行う。</p>
	<p>4 裁判外紛争解決制度に関する調査及び研究 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）および当センター取扱分野に関する法律の改正の動向を注視する。</p>	<p>・関係法の改正に適切に対応し当センターの運営に反映させる。</p>
	<p>5 裁判外紛争解決団体等との連携及び協力 相談受付事業者・機関との連携関係の具体化を図る。 行政書士ADRセンターを運営する他会との意見交換を行う。</p>	<p>・県民にとって利用しやすい手続の流れを構築する。</p>
	<p>6 普及広報活動 市民向けの積極的な広報活動を行うとともに各部・各支部および会員の協力を得ながら制度の普及に努める。</p>	<p>・センターの存在及び目的を県民へ浸透させ、利用促進を図る。</p>
	<p>7 その他、ADRセンター事業関連事項への対応 法務省、日本行政書士会連合会、近畿地方協議会等が企画する取り組みに積極的に参加しADR事業の推進を図る。</p>	<p>・相互の交流の中での課題発掘及びその解決を図る。</p>
	<p>【前期からの課題等】 1 相談・新受件数の不足 2 調停人候補者の実戦経験不足</p>	

令和6年度事業計画

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

封印管理委員会	【主な役割】 封印業務の受託に関する規則に基づく取り組みを行う。	
	事業内容	目 的
	1 委員会及び封印集計 (丁種会員からの毎月提出される報告書の確認)	・本会の丁種会員と他の単 位会の丁種会員との再々 委託につき、適切な封印 の取付けが行われるよう 封印の払出し等の管理を する。
	2 丁種会員への研修及び情報提供並びに丁種会員になろうと する者に対する研修及び効果測定	・丁種会員名簿への登載を希 望する行政書士に対して、 基礎知識と高いコンプライ アンス意識を持つよう働き かけて会員の資質向上を図 る。
	3 その他、丁種封印管理業務関連事項への対応	
	【前期からの課題等】 なし	

令和6年度事業計画

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

<p>暴力団等排除 対策委員会</p>	<p>【主な役割】 本会及び本会会員が、暴力団及び反社会的勢力等（以下「暴力団等」という。）と関係を持つことなく、また暴力団等による不当な要求等を排除、高い倫理観を持って職務に当たするために必要な施策を関係機関と連携を図りながら、暴力団等の排除活動を推進する。</p>	
	<p>事業内容</p>	<p>目的</p>
	<p>1 委員会事業の計画並びに立案に関する事。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当委員会事業の目的を達成するための具体的な仕組みを策定し、実行するための方針づくり。
	<p>2 暴力団排除に資する啓発及び広報に関する事。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 会員に対する暴力団等排除の重要性についての理解を深め、暴力団等による不当、不法な要求を断固拒否する機運を醸成する。
	<p>3 会員及び会員の業務に起因する暴力団等排除に資する相談受付に関する事。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 暴力団等から不当な要求などを受けた場合の対応要領の助言を行い、相談者が違法行為に関与することを未然に防ぐ。
	<p>4 公益財団法人暴力団追放兵庫県民センター（以下「暴追センター」という。）が実施する「不当要求防止責任者講習」の受講促進に関する事。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 暴力団等の実態や不当要求の手口を事前に知り、それらに対応する方法を熟知することにより、暴力団等からの不当要求行為等による被害を予防、防止する。
	<p>5 暴力団等排除に資するための各支部との連携、調整及び意見交換に関する事。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 不当要求行為等、職務遂行上困っていることや不安に思っていることなど、実態の把握に務める。
	<p>6 関係機関への暴力団等排除に資する情報提供に関する事。</p>	
	<p>7 関係機関その他、暴力団等による不当な行為の防止を目的とする団体との連携、調整及び意見交換並びにそれら団体との施策等の対応に関する事。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関団体等との連携を図ることにより、暴力団等の活動実態及びその対策方法を集約する。
	<p>8 暴力団等排除体制及び関係法令の調査研究に関する事。</p>	
	<p>9 その他暴力団等排除対策事業関連事項への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関団体等が行う暴力団等排除運動に参加し、一層の関係強化を図る。相互協力による暴力団排除の機運を高めることによって集積した活動実態や対策方法を本会及び会員に還元し、

令和6年度事業計画

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

	事業内容	目的
	<p>【前期からの課題等】</p> <p>前期（令和5年度）、令和6年2月28日（水）本会会員及び職員を対象とした「不当要求防止責任者講習会」開催が実現したところだが、本会関係各位が法的・社会的妥当性を欠く過度な不当要求行為には毅然とした姿勢で対応するための対応要領を周知徹底させるためには、「不当要求防止責任者講習会」を継続して開催する必要がある。</p>	<p>不当要求行為等による被害を予防、防止する。</p>

令和6年度事業計画

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

規制改革等提言委員会	【主な役割】 規制改革提案、パブリックコメントへの意見提出等、本会が積極的に行政に対し政策等の提言、研究をしていく。	
	事業内容	目的
	1 委員会事業の計画並びに立案に関する事。	・当委員会事業の目的を達成するための具体的な仕組みを策定し、迅速に着手するための方針づくり。
	2 提案募集のある自治体等の調査に関する事。	・兵庫県内の各自治体や行政機関からの募集要領について、定期的に調査し、情報を収集する。
	3 行政への提案書の作成、提出に関する事。	・取り組むべきテーマを決定後、各担当委員が提案書を執筆する。そして、修正提出まで本委員会が主体的に行う。
	4 その他の関連事項への対応	・神戸市、行政評価事務所等、先方より直接の提言等依頼事項にも対応する。